

恣意的抑留に関する作業部会第 87 会期

2020/06/05

国連人権高等弁務官事務所

恣意的抑留に関する作業部会第 87 会期が 4 月 27 日～5 月 1 日に開催された。会期は、COVID-19 パンデミックの中で個別事案を検討・採択するために、例外的にバーチャルで行われ、26 カ国に関わる 35 の意見が採択された。また、2019 年の年次報告書が採択され、2 カ国の報告書が検討された。さらに、2 つの協議結果が公表された。協議結果 10 号は、恣意的に自由が剥奪された被害者への包括的補償について規定している。協議結果 11 号は、公衆衛生の非常事態における自由の恣意的剥奪の防止のためのガイドラインを規定している。作業部会は、恣意的または国際人権基準に合致しない方法による自由の剥奪に関する申立ての調査を行い、解放や補償などの救済方法を勧告する。5 名の委員から成る。彼らはボランティアで活動し、国連スタッフではなく報酬を受けない。いかなる政府・機関からも独立し、個人の資格で委員を務める。